

# 反ヘイトスピーチの市民運動

## — 京都朝鮮学校襲撃事件訴訟をめぐる取組みを事例に —

波多野綾子

### I. はじめに：本稿の目的と意義

世界中で膨張するレイシズムと超国家主義の流れの中、日本においても在日コリアンなどのマイノリティを対象としたいわゆるヘイトスピーチを伴う過激なデモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上のウェブサイト等で喧伝され、国内外からの批判を浴びることとなった（(財)人権教育啓発推進センター [2016]）。ヘイトスピーチは「憎悪表現」ともいわれ、その定義・外延はそのものが問題となるが、本稿では、人種、民族、宗教、性別、性的指向等の属性にもとづいて、不特定の対象に対して憎悪などを表明する表現とする（師岡[2013: 38-50]、金[2015]等）。

このようなヘイトスピーチを伴うデモの中で、「在日特権を許さない市民の会」（以下「在特会」）等右派団体のメンバーや関係者らが、2009年12月から2010年3月に3回にわたって、京都朝鮮第一初級学校（以下「京都朝鮮学校」）を標的にし、拡声器を用いて同学校の子どもたち及び学校関係者に過激な差別言論を多用する怒号を浴びせ、同デモを撮影した映像をインターネットで公開したのが京都朝鮮学校襲撃事件である。2013年10月7日、京都地方裁判所は、これらの行為を人種差別撤廃条約で禁止されている「人種差別」に該当する不法行為であると認定し、在特会らに対して街宣活動の禁止と不法行為に基づく損害賠償として、合計約1,200万円以上にもものぼる高額の賠償金を支払うよう命じる判決を下した（京都地判平成 25

年 10 月 7 日判時 2208 号 74 頁）。この判決は、2014年7月の大阪高裁における二審判決でも維持され（大阪高判平成 26 年 7 月 8 日判時 2232 号34頁）、2014年12月に最高裁で確定した（最決平成26年12月9日判例集未掲載）。

本稿で紹介する調査の目的は、この京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟過程及び判決がヘイトスピーチの被害者及び反ヘイトスピーチを掲げる社会運動にどのような影響を与えたかを明らかにすることである。訴訟が社会問題の解決につながるか否かは社会運動の研究者たちにとっての主要な研究テーマの一つとなってきたが（Albiston [2011] 等）、本調査の結果はそのような議論における一事例として重要な示唆を持つものと考えられる。

本稿は、まず調査の概要を述べた後（Ⅱ）、調査結果を考察とともに記述し（Ⅲ）、最後に京都朝鮮学校襲撃事件訴訟が反ヘイトスピーチの社会運動に及ぼした影響について本稿で得られた知見を確認する（Ⅳ）。

### Ⅱ. 調査の概要

調査は2016年7月～11月に4回にわけて実施され、京都朝鮮学校襲撃事件訴訟や反ヘイトスピーチの社会運動に携わる主な団体のメンバー等5名を対象に、60分から120分の半構造化インタビューを行った（表参照）。本稿の問題意識に合わせ、京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟が当事者及び社会運動に及ぼした影響についての質問を中心に、各アクターがどのような

運動を行い、国内の地域的な運動と国際的なアドボカシーがどのように関連しているかについても合わせて質問を行った。

インタビュー先の選定については、訴訟と社会運動の関係を多角的に分析するため、多様な立場からの見方を提供していただくことを重視した。結果として、長く国内外で人種差別問題についてアドボカシー活動を行っているNGOの職員（A氏）、法務省で人権擁護・ヘイトスピーチ問題を担当している部局の官僚（B氏）、実際に京都朝鮮学校襲撃事件の弁護団の一員として訴訟過程に参加していた弁護士（C氏）、反ヘイトスピーチを掲げるカウンター活動の参加者（D氏、E氏）という多様なアクターから聞き取りを行うことができた。

**表**

	聞き取り対象者	実施日	所属
1	A氏	2016年 7月27日	反差別国際運動 (IMADR)
2	B氏	2016年 7月29日	法務省人権擁護局
3	C氏	2016年 11月13日	法律事務所
4	D氏、E氏	2016年 11月24日	アンチ・レイシズムプロジェクト (ARP) :D氏は会社員、E氏は研究者

(出典) 筆者作成

**III. 京都朝鮮学校襲撃事件の反ヘイトスピーチ運動への影響**

**III.1. 訴訟当事者の意識変化**

C氏は、「元々は、(京都朝鮮学校の)当事者の側は、(訴訟提起に)懐疑的であった」と述べる。在日コリアンに対しての長年に渡る差別の歴史に加え、度重なるヘイトデモの被害を受けた京都朝鮮学校関係者の間には、司法や警察に対する不信感や諦念があふれていた。「(司法に対する)不信感はそうそう簡単には払拭でき

ない。弁護団が裁判に協力してほしいと説明しても、実はなかなかのってきてもらえなかった」が、「弁護団の民事訴訟の書面を読んでもらったことがきっかけで、(当事者の)意識が変わってきた」(C氏)。本事件では、その深刻さに問題意識を持った法律家たちが全国から集まり、100人を超える弁護団を組織、在日コリアンにも学ぶ権利、生きる権利、ここで生活する権利があり、それをきちんと主張しなければならない、と一年の時間をかけて京都朝鮮学校関係者らを必死に説得し、訴訟の提起を後押ししたのである。「(本判決の)一番大事なところは、(当事者の)司法に対しての期待というか信頼というか、そういうものの回復だった」とC氏は振り返る。判決の後、京都朝鮮学校関係者は「日本の裁判所というのは、在日を摘発する側、迫害する側、だからお互いに『敵国』の意識だった」が、「(今回の判決の下)人権という一つのルールの下で、社会の一員として認められることで、ようやく敵味方の関係を越えて、一緒にやっていく議論がスタートした」と感謝したという(C氏)。

京都朝鮮学校関係者側は、裁判での勝訴によって、その主張に対する正当性及び社会的認知を獲得し、かつ勝訴によって高額な賠償金や街宣活動の差し止め命令という実体的効果を得た。しかし、判決にはあらわれない訴訟提起に至るまでの議論やその後の裁判過程は、京都朝鮮学校関係者にとって自分たちの権利を確認し、心の傷の回復へと向かう重要な過程であったといえる。これによってもたらされた司法への信頼の回復、そして「日本の裁判所が、在日の味方をするということがありうる」(C氏)という認識の広がりには、その後、他の訴訟や法的措置への訴えにも影響していったと考えられる<sup>(1)</sup>。

**III.2. 反ヘイト運動の広がり**

京都朝鮮学校襲撃事件後、全国に広がった反

ヘイト運動には多様な活動が含まれているが、(1) NGO等を中心としたアドボカシー活動、(2) 地域社会を中心とした活動、(3) インターネットを情報発信や伝達に用いる新しい社会運動の3つに大別できると考えられる。

(1) について、ヘイトスピーチに関する国内外のアドボカシー活動の中心を担っていた「人種差別撤廃NGOネットワーク (ERDネット)」は、2005年に国連の特別報告者が日本に向けて出した人種差別に関する報告・勧告の国内実施を目指すため、2007年に発足 (IMADRはERDネットの事務局を務める)、「院内集会や勉強会を行ったり、人種差別撤廃委員会 (CERD) 日本審査に参加したり」(A氏) といった活動を行ってきた。2014年に行われた国連自由権規約委員会及び国連人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査においても、これらの団体が京都朝鮮学校襲撃事件や判決等にも言及しながら、国連に対して活発に働きかけを行った結果、ヘイトスピーチに対して対応を求める厳しい勧告が日本政府に出された。法務省のB氏は「国連からの勧告がその年 (2014年) の7月、8月に出ていたといった状況もありながら、(同年11月に) 国の機関として所掌させていただいている枠組みの中で何ができるのか、ということを検討した結果」法務省としてヘイトスピーチに対する啓蒙・教育の取組みを始めたという。また、2016年5月の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」とする)の成立においても、「表現の自由も絶対ではなく、度を越したヘイトスピーチは禁止しないといけないという (国連の) 勧告をもとに、弁護士や研究者、NGOが積極的に (政府に) 働きかけたこと」が大きな効果を与えたとA氏は分析している。

インタビューでは、社会運動において (2) 地域社会の果たす役割も明らかになった。ヘイ

トスピーチ解消法の制定においては「川崎の方たちの戦いが一番大きかった」とA氏は述べる。川崎の特に桜本地区は、戦前から工場建設や土木労働等のために多くのコリアンが住んでおり、関東地域では最大規模のコリアン集住地域である。川崎では「崔江以子さん<sup>(2)</sup>という方がカウンターデモにたち、政府にも直接交渉し、参議院法務委員会の質疑にも参考人として立ち」ヘイトの解消を必死に訴えた結果、「彼女たちが体験しているすさまじいヘイトスピーチに国会議員も『これはひどい』と何とかしなければならない現実を突き付けられた」(A氏)。また、「川崎市では、ヘイトスピーチ解消法の成立後、多くの市民団体が川崎市長に対して、ヘイトスピーチ・デモに対処するよう強く要望を行なった結果、川崎市長は、(ヘイトスピーチ・デモ主催者に) 集会、出発、解散地点となる公園の使用を認めない決定をした」(A氏) ことも川崎の地域社会を基盤にした運動の強さを示している。

他方、京都では、差別攻撃は「分断の方向」に働き、「地域の連帯の力がうまく作用しなかった」(C氏)。京都では、「裁判に勝って流れができた後には (地域社会は) 支援の輪のなかに戻ってきた」が、「事件直後の一番助けてほしい時には沈黙していた」(C氏)。このように再度の襲撃や被害への恐怖から積極的な行動に出ることが難しい場合、地域社会の中での見えない緊張や摩擦が生まれることがある。これも、ヘイトスピーチが地域社会に及ぼす深刻な被害の一つである (山本[2015: 55])。

このような違いの背景として、A氏は、「川崎はもともとコリアンに限らず、フィリピンやバングラデシュ、スリランカなど、在日外国人が多い地域で、違う国・文化の人びとと、違和感なく共生していた地域なので、ヘイトが来たときに団結できた」「銀座や渋谷と違って『自分たちの地域』という意識も強い」と多文化共

生のモデル地域としての川崎の特性を指摘する。新大久保で調査を行いながらカウンター活動に携わるE氏も、特に韓流ブームを背景にニューカマーを中心とする商業エリアとして発展した新大久保と異なり、川崎には多文化共生と市民運動の歴史があり、また地域で多文化共生の実現に取り組む「ふれあい館」の職員やそれを取りまく人びとが、地域運動の主体として中核的な役割を果たしたという。「川崎は、ふれあい館、日本でも多文化共生のモデルと言われる時があります。そういった長年の実績があって、ああいうことが起こった時に中心となって動ける主体はあるということですね。大久保の場合は結局なかなか難しい。NGOとかNPOの類はたくさんあるんですよ。色々な立場で動いてますけど、なかなか地域の主体となって動けるような組織なりというのはなかなかない」(E氏)。このようにヘイトデモが繰り返された在日コリアンの集住地域といっても、地域の歴史等々のおかれた状況ごとに全く異なる運動の様相が見られる。

最後に、(3) 新しい社会運動である。ヘイトスピーチが京都朝鮮学校襲撃事件等を通じ世間に広く知られるようになると<sup>(3)</sup>、在特会などのデモは各地で反ヘイト団体による反撃(カウンター)に遭遇するようになる。D氏が述べるカウンター活動の特徴は、小熊[2016]が述べる2010年代の新しい社会運動の特性にほぼ当てはまる。これらの運動では「学生・知的労働者・都市部のサービス職に従事する労働者」が中心的な担い手となっており、その多くは比較的近年社会運動に加わったメンバーも多く、組織やメンバーの境界は極めて曖昧かつ流動的であり、TwitterやFacebookなどのSNSを情報発信・伝達に用いている(小熊2016: 210-219)。D氏は人権擁護活動や社会運動に取り組んだことはなかったが、メディアで知ったヘイトスピーチの酷さにショックを受け、2013年3月に反ヘイト

活動を開始、基本的人権尊重と差別反対を軸にARPの運動を続けながらERDネットや京都朝鮮学校襲撃事件訴訟を支援する団体にも関わり、ネットワークによって活動の幅を広げている。平和的にプラカードや風船を掲げる運動から、ヘイトデモを止めるためには実力行使も辞さないという団体まで、カウンター運動にも様々なグループややり方、変遷があり、メンバーの出入りや活動も非常に流動的であることがわかった。

#### IV. 終わりに

調査を通して、京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟過程及び判決が京都朝鮮学校関係者の自己認識・権利意識に影響を与えたことがわかった。このような判決には表れない訴訟過程の内的作用の一端を明らかにすることは人権確保を目的とする訴訟の多様な側面を見るために重要である。

また、多様な反ヘイト活動を行うアクターのいずれにおいても、京都朝鮮学校襲撃事件訴訟判決については社会運動を強く後押ししたと評価する。この背景には、同判決が様々な活動に通底・共鳴する普遍的な人権規範に基づいて在特会らのデモを人種差別と断じたことが大きいのではないかと考える。

本調査では様々なアクターの視点を通じて訴訟と社会運動に関する論点をあぶり出すことができたが、あくまでも限定された事例・範囲での議論である。本調査でも触れられた地域ごとの運動の違いなどは、更なる調査によってその歴史性やダイナミズムを一層明らかにする必要があるだろう。また、近年見られる新しい社会運動間の連関についても、より広範囲に渡る調査によって特性を明らかにしていくことが求められる。本稿がそれらを多角的に検討するための一歩となれば幸いである。

## 追記

ご多忙の中本調査にご協力いただいた方々には、資料のご提供やインタビューに関連するやり取りを含めて、心より御礼申し上げます。

## 註

1. 朝鮮学校襲撃事件訴訟において朝鮮学校側が勝訴判決を得た後、在日コリアン等に対する人種差別をめぐる訴訟が次々と起こされた。また、C氏によれば、京都朝鮮学校襲撃事件判決での成功が、徳島県教組業務妨害事件（2013年8月6日、徳島県教職員組合による四国朝鮮初中級学校への寄付に抗議するとして組合事務所内で抗議活動を行った在特会やその関係者に対して、徳島県教組が損害賠償及び慰謝料を請求した民事訴訟）の最高裁での勝利（2016年11月2日）にも影響したという。
2. 社会福祉法人「青丘社」が、川崎市より受託して運営する「ふれあい館」の職員である在日コリアンの女性。ふれあい館は、基本的人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していくことを活動理念に掲げ、地域における多文化共生のための場となっている（神奈川新聞「時代の正体」取材班[2016]他）。
3. ヘイトスピーチに関する実態調査報告書によれば、ヘイトスピーチ関連報道が2014年半ばに多かった背景には、京都朝鮮学校襲撃事件判決や国連による日本政府への勧告等がある（（財）人権教育啓発推進センター[2016: 124]）。

## 文献

- 小熊英二 (2016) 「波が寄せれば岩は沈む——福島原発事故後における社会運動の社会学的分析」『現代思想』44(7) : 206-237.
- 神奈川新聞「時代の正体」取材班 (2016) 『ヘイトデモをとめた街』現代思潮新社.
- 金尚均 (2015) 「ヘイト・スピーチの定義」『龍谷法学』龍谷法学48(1) : 19-60.
- 公益財団法人人権教育啓発推進センター (2016) 『平成27年度 法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』
- 中村一成 (2014) 『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件：＜ヘイトクライム＞に抗して』岩波書店.
- 師岡康子 (2013) 『ヘイトスピーチとは何か』岩波書店.
- 山本崇記 (2015) 「ヘイトスピーチ／ヘイトクライムと修復：裁判において問われなかった二つのポイント——地域社会と支援組織」『法学セミナー』726 : 54-56.
- Albiston, Catherine R. (2011) "The Dark Side of Litigation as a Social Movement Strategy", *Iowa Law Review Bulletin*, 96: 61-77.

\* 法律・条約・判例については本文中に参照したものによる。

受稿2017年9月8日／掲載決定2017年11月1日